# 令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症病床確保支援事業費 補助金交付要綱

# (趣旨)

- 第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制の構築に資する事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する医療機関(県内の医療機関のうち、開設者が国以外のもの。以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

# (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、第5条に定める事業計画書に記載され たものとする。

# (交付額の算定方法)

- 第3条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額を予算の範囲内において交付する。
  - (1)別紙2第2欄に定める基準額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額に別紙2第4欄に定める補助率を乗じて得た 額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた 場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (交付の条件)

- 第4条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1)補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、規則第19条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
    - なお、この期間については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を準用する。
  - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後におい

ても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (7) 事業に係る証拠書類等(電磁的記録による場合も含む)の管理については、 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい て証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中 止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終 了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 別紙1に規定する病床確保支援事業における病床確保に関して、同5留意事項(2)に規定するとおり、新型コロナウイルス感染症患者の入院調整を行う 医療機関等(以下「入院調整を行う医療機関等」という。)から新型コロナウ イルス感染症患者の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはな らない。
- (9) この交付金の交付と対象経費を重複して、他の交付金等の交付を受けてはならない。
- (10) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (11) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

# (事業計画書の作成及び提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号別紙1に定める事業 計画書を作成し、交付の申請に際して、当該計画書を知事に対して提出するもの とする。

## (申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提 出期限は、知事が別に定めるものとする。

#### (添付書類)

- 第7条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- (2) その他参考となる資料

#### (変更申請手続)

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第3条、第5条、第6条及び第7条に準じた手続により行うものとする。

なお、この場合、申請書の様式は様式第1-2号によるものとする。

## (交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号及び様式第2-2号の

とおりとする。

# (補助金の支払い)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求 書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払 をすることができる。

2 別紙1に規定する病床確保支援事業における空床確保に係る補助金について、 同5留意事項が適切に実施されていない場合においては、空床確保に係る補助金 の交付の執行停止を行うことがある。

## (状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

# (実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

ただし、本交付要綱制定前において事業が既に完了している場合等について、 その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

## (添付書類)

- 第13条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 所要額精算書
  - (2) 事業実績報告書
  - (3) 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込)の抄本(当該補助事業の決算額を備 考欄等に記入すること)
  - (4) その他参考となる資料

#### (確定通知書の様式)

第14条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

#### (補助金の返還)

- 第 15 条 この補助金の返還は、次により行うものとする。
  - (1) 知事は、別紙1に規定する病床確保支援事業における空床確保に係る補助金については、同5留意事項が適切に実施されていない場合においては、期限を 定めて、当該補助金について返還を命ずるものとする。
  - (2) 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

### (暴力団排除措置)

- 第 16 条 別紙1の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の いずれかに該当する場合は補助の対象とならない。
  - (1)役員等(事業を行う者が個人である場合にはその者を、事業を行う者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### (その他)

第 17 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号)、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成 1 2 年厚生省・労働省令第 6 号)の適用がある。

# 附則

この要綱は、令和5年10月26日から施行する。なお、令和5年10月1日から 適用する。

# 病床確保支援事業

#### 1 目的

この事業は、原則として新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床を確保する医療機関に対して補助金を交付し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床の確保に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

# 2 補助対象の医療機関

入院調整を行う医療機関等からの要請に応じて、新型コロナウイルス感染症 患者を受け入れる以下の医療機関。

- (1) 特定機能病院等に該当する医療機関。
- (2)(1)を除く一般の医療機関。

# 3 補助対象の事業内容

空床確保

新型コロナウイルス感染症患者を入院させるための病床を確保し、当該患者を受け入れる。

# 4 補助対象期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

ただし、病床確保料の対象となる期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)4(3)①で規定する「対象期間」であって、県から病床確保を要請している期間に限るものとする。

# 5 留意事項

- (1) 2 (1) の「特定機能病院等に該当する医療機関」とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。
- (2)本事業の補助対象となる2の医療機関は、入院調整を行う医療機関等からの新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れ要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受け入れなかった場合には、空床確保にかかる補助金の返還又は申請の取り下げを行うこと。
- (3) 本事業の補助対象となる2の医療機関は、日々の空床数や入院患者の数等 について県に報告を行うほか、医療機関等情報支援システム(G-MIS)

に病床の使用状況及び受入可能病床数等の入力を確実に行うことにより入院 受入状況等を正確に把握できるようにすること。

(4) 3の「空床確保」とは、新型コロナウイルス感染症患者の入院のために確保するものとして、県と医療機関が合意した病床に限るものとする。

また、空床確保の対象となる病床には、新型コロナウイルス感染症患者を 受け入れるために休床とした病床(休止病床)を含むものとする。

これらの病床には、補助金が支給されている間、新型コロナウイルス感染 症患者以外の患者を受け入れてはいけないものとする。

- (5) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、県に処遇改善内容の報告をするものとする。
- (6) 3の「空床確保」は、県から病床確保を要請し、即時に患者を受入可能とするために人員配置を含めた入院受入体制を整えた場合に交付対象となるものであり、一時的に看護師等が配置できず新型コロナウイルス感染症患者の入院受入ができない病床はその間、交付対象とならない。

また、上記一時的に看護師等が配置できず新型コロナウイルス感染症患者の入院受入ができない病床に対応して休止している病床があれば、同様に交付対象とならない。

別紙 2 埼玉県新型コロナウイルス感染症病床確保支援事業費補助金交付額算定基準

1 事業区分	空コロアリイルへ恐呆症的体権体又後事業負標項2 基準額	3 対象経費	4 補助率
病床確保支援	空床確保	空床確保料	10/10
事業	ア 別紙1「2(1)」		
	(ア) 稼働病床		
	a ICUを確保する場合		
	174,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	b HCU を確保する場合		
	85,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	c 上記以外の病床を確保する場合		
	30,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	(イ) 休止病床(即応病床1床あたり1床まで		
	(ICU・HCU病床は2床まで))		
	a ICUを確保する場合		
	174,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	b HCU を確保する場合		
	85,000円に確保日数(※)を乗じた金額		
	c 上記以外の病床を確保する場合		
	30,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	イ 別紙1「2(2)」		
	(ア) 稼働病床		
	a ICU を確保する場合		
	121,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	b HCUを確保する場合		
	85,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	c 上記以外の病床を確保する場合		
	29,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	(イ) 休止病床(即応病床1床あたり1床まで		
	(ICU・HCU 病床は2床まで))		
	a ICUを確保する場合		
	121,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	b HCU を確保する場合		
	85,000 円に確保日数(※)を乗じた金額		
	c 上記以外の病床を確保する場合		
	29,000円に確保日数(※)を乗じた金額		
	※ 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床		
	を確保した日数(最大空床確保日数)から新型コロオウィルス感染症患者又は一郎患者の受入れ		
	ロナウイルス感染症患者又は一般患者の受入れ		

により病床を使用した日数及び、院内感染による
陽性患者が「新型コロナウイルス感染症の令和 5
年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支
援の具体的内容について(令和5年9月15日厚
生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事
務連絡)」に基づく、重症患者であり、確保病床
に入院が可能であるにもかかわらず特段の事情
もなく確保病床以外の病床に入院させた日数を
差し引いた日数とする。